



Firm News Vol. 175 October 2026

- 【法改正】年末調整のポイント
- 【お知らせ】ランスタWeek2026 Autumn出演
(ウェビナー)



▶【法改正】年末調整のポイント

さて今年も、年末調整の時期が近づいてきました。年末調整に関しては、今年も複数の法改正があるため、その法改正を正しく理解した上で、正しく処理を行わなければなりません。

そこで今回は、本年の法改正事項である、①基礎控除の引上げ、②給与所得控除の最低保障額の引上げ見直し、③扶養親族等の所得要件の改正、④年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例、の4つについて、ご説明させていただきます。

1. 基礎控除の引上げ

まず、1つ目の法改正と致しまして「基礎控除の引上げ」となります。

基礎控除は、確定申告や年末調整において所得税額の計算をする場合に、総所得金額などから差し引くことができる控除の1つとなります。

今回の改正により、下記のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額			
	改正後 (注1)		改正後 (注1)	
	2026年/2027年分	2028年分以後	2026年分	2027年分以後
132万円以下 (206万円以下)	104万円 (注2)	99万円 (注2)	95万円 (注2)	
132万円超 336万円以下 (206万円超 475万1,999円以下)		62万円	88万円 (注2)	58万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)			68万円 (注2)	
489万円超 655万円以下 (665万円5,556円超 850万円以下)	67万円 (注2)		63万円 (注2)	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	62万円		58万円 (注2)	

注1：所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円（改正前：58万円）に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2：62万円にそれぞれ42万円、5万円、37万円を加算した金額（改正前：58万円にそれぞれ、37万円、30万円、10万円、5万円を加算した額）となります。

なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3：特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4：合計所得金額 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。



2. 給与所得控除の最低保障額の引上げ見直し

2つ目の法改正は、「給与所得控除の見直し」となります。今回の改正により、65万円の最低保証額が74万円に引き上げられました。

給与の収入金額	給与所得控除額		
	2026/2027年分	2028年分	改正前
190万円以下	74万円 (注1)	その収入金額×30% + 8万円 (69万円未満となる場合は、69万円)	65万円
190万円超 220万円以下			その収入金額×30% + 8万円

3. 扶養親族等の所得要件の改正

3つ目の法改正は、「扶養親族等の所得要件の改正」となります。

基礎控除の引き上げに伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

また、給与所得控除の最低保障額の引き上げに伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が69万円（改正前：65万円）に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件（注1） （2026/2027年分における収入が給与だけの場合の収入金額（注2））	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62万円以下 (136万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
特定親族	62万円超 123万円以下 (136万円超 197万円以下)	58万円超 123万円以下 (123万円超 188万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62万円超 133万円以下 (136万円超 207万円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	89万円以下 (163万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

4. 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例

4つ目の法改正は、「年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例」です。

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の2026年・2027年分の一般生命保険料控除の控除額は、次の表のとおり計算することとされました。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料 × 1/2 + 15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料 × 1/4 + 30,000円
120,000円超	一律60,000円

【参考】
保険料控除申告書

令和 8 年 分 給 与 所 得 者 の 保 険 料 控 除 申 告 書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名		記載のしかたはこちら
税務署長	給与の支払者の法人番号	あなたの住所又は居所		
給与の支払者の所在地(住所)				

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間(支年)年支払額	保険等の契約者の氏名	保険金の受取人の氏名	新・旧の区分	あなたに本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認
一般の生命					新・旧 (a)	円	
一般の生命					新・旧 (a)	円	
一般の生命					新・旧 (a)	円	
一般の生命					新・旧 (a)	円	
保険料	(a)のうち新保険料等の金額の合計額 A	円	① (最高40,000円)	計(①+③) ④ (最高40,000円)	円		
保険料	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 B	円	② (最高60,000円)	計(②+③) ⑤ (最高60,000円)	円		
保険料	(a)のうち新保険料等の金額の合計額 A	円	③ (最高50,000円)	⑤と⑥のいずれか大きい金額 ⑦ (最高50,000円)	円		

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	地震保険料又は別長期損害保険料区分	あなたが本年中に支払った掛金の金額	給与の支払者の確認
地震保険料				地震・旧長期	円	
地震保険料				地震・旧長期	円	
④のうち地震保険料の金額の合計額					⑧ 円	
④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額					⑨ 円	

※今年から記載が必要となった、23歳未満の扶養親族に関する情報

★の年齢23歳未満の扶養親族の氏名	(フリガナ) 年齢23歳未満の扶養親族の氏名	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日(平16.1.2以後生)
			平・令 年 月 日
		あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者のあなたとの続柄
			左記の者の本年中の合計所得金額の見積額 円

★の年齢23歳未満の扶養親族の氏名	(フリガナ) 年齢23歳未満の扶養親族の氏名	左記の者の生年月日(平16.1.2以後生)	生命保険料控除額計(⑦+⑧+⑨) (最高120,000円)
			円
計算式Ⅰ(新保険料等)※	計算式Ⅱ(旧保険料等)※	計算式Ⅲ(新・旧保険料等)※	計算式Ⅳ(新・旧保険料等)※
A、C又はDの金額	Aの金額	B又はEの金額	B又はEの金額
20,000円以下	30,000円以下	25,000円以下	25,000円以下
20,001円から40,000円まで	30,001円から60,000円まで	25,001円から50,000円まで	25,001円から50,000円まで
40,001円から80,000円まで	60,001円から120,000円まで	50,001円から100,000円まで	50,001円から100,000円まで
80,001円以上	120,001円以上	100,001円以上	100,001円以上

種別	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	円
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	円
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	円
合計(控除額)	円

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

【法改正/新設】
年齢23歳未満の
扶養親族の有無

【法改正/新設】
年齢23歳未満の
扶養親族に関する
情報に記入箇所



▶【お知らせ】ランスタWeek2026 Autumn出演（ウェビナー）

この度、弊社松本が、株式会社MS-Japanが運営する管理部門と士業のためのビジネスメディア「Manegy」が開催する、管理部門向けオンラインイベント『ManegyランスタWEEK-2026 Autumn-』へ出演が決定致しましたのでお知らせいたします。

ランスタWeekは、各セッションの時間が25分というコンパクトな時間で、お昼休みの時間を活用し、業務知識を効率的にアップデートできるイベントとなり、累計視聴者数は110,000人を突破している人気イベントとなります。

弊社は、2025年8月以降の各回のランスタWeekに出演しており、今回も、特別セッションの1つとして話をさせていただきます。

今回の弊社のセッションは、「労働基準法改正の現在地 –これまで、今、そして、これから–」となります。

働き方改革関連法の施行以降、労働基準法制を巡る議論はどのように進められてきたのでしょうか。

本セッションでは、これまでの制度改正や政策議論の流れを振り返るとともに、2026年9月から見直された労働基準監督署による時間外労働に対する監督指導の変更内容と、それが企業実務に与える影響を解説します。さらに、労働政策審議会で示された今後の検討課題についても取り上げ、勤務間インターバル制度、つながらない権利、副業・兼業、裁量労働制、労働時間制度の見直しなど、これから議論が本格化する法改正の方向性を展望します。

人事・労務担当者、経営者が押さえておくべき「今後の労務管理の羅針盤」をお伝えします。

ManegyランスタWEEK 2026 Autumn for 人事・総務

労働基準法改正の現在地
—これまで、今、そして、これから—

11.11 [水] 12:05 - 12:30 **ONLINE** **参加無料**

EPCS 松本 好人 氏

株式会社EPコンサルティングサービス 取締役
社会保険労務士法人EOS 代表社員
株式会社EPCS沖縄 取締役
特定社会保険労務士

ご興味のある方は、是非、下記の特別サイトよりお申込み頂ければと存じます。

●ランスタWeek2026 Autumn特別サイト：https://www.manegy.com/lunchstudy/event2026_24/

●EPコンサルティングサービスセッション概要：[お申し込みは、下記よりお願い致します。](https://www.manegy.com/lunchstudy/event2026_24/jinji_soumu/detail05.html?utm_source=keynote&utm_medium=email&utm_campaign=epcs&argument=9cZmAaww&dmai=a6acd9883525d8)

https://www.manegy.com/lunchstudy/event2026_24/jinji_soumu/detail05.html?utm_source=keynote&utm_medium=email&utm_campaign=epcs&argument=9cZmAaww&dmai=a6acd9883525d8

